

(案)

家庭用使用済み天ぷら油回収実証事業実施要綱

(目的)

第1 和歌山県(以下「県」という。)は、「サーキュラーエコノミー」の考えを取り入れ、地域の特性を踏まえた産業創出や広域的な資源循環ネットワークの構築を目指すため、令和5年10月に「わかやま資源自律経済ビジョン」を策定した。

当該ビジョンの実現に向けた取組の第一弾として、今は捨てられてしまっている家庭用の使用済み植物性食用油(以下「使用済み天ぷら油」という。)を回収し、CO₂削減効果の高い燃料等へと利活用する仕組みの構築を目指し、県が主体となって実証事業を行う。

この要綱は、当該事業の実施に関し必要な事項を定める。

(事業の愛称)

第2 当該事業は、「ひとのわ 飛行物語(ふらいとすとーりー)」を愛称とする。

(事業実施期間)

第3 当該事業の実施期間は、令和6年5月 日から令和8年3月31日までとする。ただし、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの実施内容については、県の令和7年度予算編成過程で検討する。

(定義)

第4 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- (1)「モニター」とは、使用済み天ぷら油回収及びアンケート調査への協力に承諾し、事前に所定の登録をした消費者をいう。
- (2)「回収拠点」とは、和歌山市、海南市及び有田市に所在し、モニターが持参した使用済み天ぷら油を受け付け、回収されるまでの間保管する拠点として、事務局が選定し県ホームページに掲載された場所をいう。
- (3)「特定回収拠点」とは、前号とは別に、和歌山市、海南市及び有田市に所在し、モニターのうち従業員等の特定の者が持参した使用済み天ぷら油のみを受け付け、回収されるまでの間保管する拠点として、事務局が選定した場所をいう。
- (4)「収集・運搬事業者」とは、回収拠点及び特定回収拠点(以下「回収拠点等」という。)に保管された使用済み天ぷら油を収集・運搬し、脱炭素の取組に資する利用用途のために再資源化事業者へ原料供給するとともに、使用済み天ぷら油の入った専用のリターナブルボトル(以下「専用ボトル」という。)を回収拠点等から回収した後に洗浄し、再度回収拠点等へ配送することができる事業者であって、県との間で実施内容及び役割分担等を規定する連携協定を締結し、県と連携・協力して当該事業を実施する事業者をいう。

(使用済み天ぷら油の回収方法)

第5 使用済み天ぷら油の回収方法は以下のとおりとする。

- (1) モニターは、回収拠点等において、専用のリターナブルボトルを受け取る。
- (2) モニターは、使用済み天ぷら油を専用ボトルに入れ、回収拠点等に持参するとともに、モニター番号を申告する。
- (3) 回収拠点等においては、モニターが持参した専用ボトルを以下のいずれかの方法により受け取り、保管を行う。
 - ア 事務局が貸与する専用ボトル回収用ボックスを設置し、モニターが自ら収納する方法
 - イ サービスカウンター等の窓口でモニターから専用ボトルを受け取る方法
 - ウ 上記以外の方法で、事務局から事前に承認を得た方法
- (4) 収集・運搬事業者は、各回収拠点等から使用済み天ぷら油の入った専用ボトルをボトルごと収集し、再資源化事業者へ原料供給する。

(事務局)

第6 当該事業の事務局は、和歌山県商工労働部企業政策局成長産業推進課に設置する。

2 事務局が実施する内容は以下のとおりとする。

- (1) 当該事業の普及・啓発に必要な物品の調達を行う。
- (2) 回収拠点等を選定し、モニターに対する周知・広報を行う。
- (3) 当該事業に係るイベントの主催や広報媒体等での情報発信を通じて、普及・啓発を行いモニターの拡大を図る。
- (4) モニターに対するアンケート調査やヒアリングの実施等を通じて、実証結果の分析に必要な情報収集を行う。
- (5) 実証結果を適時に把握・分析するとともに、当該事業に係る関係者のネットワーク構築を図る観点から参加事業者、参加団体及び参加行政機関に対する定期報告の場を設ける。
- (6) 当該事業に賛同・協力いただける団体・事業者等との連携を図る。
- (7) その他、使用済み天ぷら油の利活用に向けた仕組み構築のために必要なこと。

(回収拠点の選定)

第7 県からの依頼を受けて、回収拠点の選定を受けようとする者は、家庭用使用済み天ぷら油回収拠点設置承諾書(様式第1号)(以下「承諾書」という。)を事務局に提出することとする。

- 2 事務局は、承諾書の内容を踏まえ、回収拠点を選定する。
- 3 選定決定は、県ホームページへの掲載をもって通知に代える。

(回収拠点の選定期間)

第8 回収拠点の選定期間は、原則掲載日から令和8年3月31日までとする。

(特定回収拠点の選定)

第9 県からの依頼を受けて、特定回収拠点の選定を受けようとする者は、承諾書を事務局に提出することとする。

- 2 事務局は、承諾書の内容を踏まえ、特定回収拠点を選定する。
- 3 選定決定は、県から特定回収拠点の選定を受けようとする者に対し個別に通知する。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月 日から施行する。

(様式第1号)

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

所 在 地
事業所・団体名
代 表 者 名
担当者役職氏名
電 話 番 号

家庭用使用済み天ぷら油回収拠点設置承諾書

令和6年〇月〇日付け成推第〇〇号でご依頼のありました、家庭用使用済み天ぷら油回収実証事業に係る回収拠点の設置について、依頼書に記載の内容を承諾します。

併せて、別紙のとおり回収方法及び各拠点担当者の情報を提供します。

記

添付資料：別紙のとおり

(下記項目を確認の上、チェックを入れてください)

当申請者又はその役員は、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団員等に該当しません。
また、これらと密接な関係を有していません。

注) 承諾者が自治体の場合には、暴力団非該当チェック部分を削除のこと。

以上

1. 回収方法 (①回収ボックスに投入、②対人受け取り、③その他 (詳細を記載))

番号	回収方法	回収ボックスの貸与希望
例	回収ボックスに投入	希望
1		希望・希望しない

2. 各拠点担当者

番号	担当者	電話番号 (メールアドレス:任意)
例	成長産業推進課 中島、梶本	073-441-2355 (nakashima_k0018@pref.wakayama.lg.jp)
1		

注)

- ・ 複数拠点ある場合には、行を追加し、依頼書に記載の拠点名の番号と合わせて記載してください。
- ・ 回収ボックスは県から貸与可能です。(幅 1000mm×奥行 670mm×高さ 1130mm)
- ・ 回収ボックスの設置場所は屋内に限ります。
- ・ 各拠点担当者様は収集・運搬事業者及び県との連絡調整窓口となり、回収状況等の情報共有をお願いします。